

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス  
「(仮称) 上勝・神山風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する勧告について

平成28年1月12日  
経 済 産 業 省

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称) 上勝・神山風力発電事業環境影響評価準備書」について、株式会社ユーラスエネルギーホールディングスに対し、環境保全の観点から勧告を行った。

勧告内容は、別紙のとおり。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：徳島県勝浦郡上勝町、名西郡神山町及び名東郡佐那河内村  
原動力の種類：風力  
出 力：最大39, 100kW (2, 300kWを最大17基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	平成27年 7月10日
住民意見の概要等受理	平成27年 9月16日
徳島知事意見受理	平成27年12月17日
環境大臣意見受理	平成27年12月18日
経済産業大臣勧告	平成28年 1月12日

問い合わせ先：電力安全課 長村、長井、笠原  
電話：03-3501-1742 (直通)

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス  
「(仮称) 上勝・神山風力発電事業環境影響評価準備書」  
に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

対象事業実施区域周辺の住居地区では、工事用資材等の搬出入により騒音レベルが大きく増加する予測結果となっていることから、騒音の影響が懸念される。このため、工事工程の調整等による工事関係車両のピーク時台数の低減や低速走行等の環境保全措置により、騒音の影響を極力低減するよう努めること。

(2) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカをはじめとする希少猛きん類の生息が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の環境監視及び事後調査を実施すること。

また、バードストライクに関する事後調査において、希少猛きん類等重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

さらに、工事開始前及び工事期間中にクマタカの生息・繁殖状況の把握のための環境監視等を適切に実施し、営巣期の繁殖活動に影響を与える可能性があるとして予測された場合は、工事計画の変更等の追加的な環境保全措置を講

ずること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域には長距離自然歩道である「四国のみち」が含まれており、風力発電設備等の存在により、人と自然との触れ合い活動の場としての価値が損なわれるおそれがある。このため、徳島県及び地元自治体等と十分に協議した上で、迂回路の新設及びコースの整備等の措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減すること。

(4) 廃棄物等について

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅により多くの改変が行われ、とりわけ切土を主体とした計画となっているため、地形の改変及びそれに伴う多量の発生土による水環境等への影響が懸念される。このため、路線計画等を見直すとともに、切土量、盛土量のバランスをとるよう、設備・道路に関する土工計画を見直し、可能な限り発生土を抑制すること。また、土捨場の設置に当たっては、盛土の崩壊や土砂の流出による重大な環境影響を回避するため、工法及び環境保全措置等を検討すること。

なお、対象事業実施区域及びその周辺では、滑落崖、斜面移動体等の地すべり地形や既存林道沿いで表層崩壊が確認されており、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・拡幅による地すべり及び表層崩壊の発生が懸念されることから、以上の土工計画の見直しに当たっては、当該地域における道路設計や地すべりに関する専門家等からの指導・助言を踏まえて行うこと。

また、伐採木等については、その発生量を把握するとともに、可能な限り有効活用すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。